

東北地域農林水産・食品ハイテク研究会規約

改正 平成22年7月 8日

改正 平成26年7月 9日

改正 平成29年6月29日

(名称)

第1条 この会は、東北地域農林水産・食品ハイテク研究会と称する。また、略称を東北ハイテク農業研究会とする。

(目的)

第2条 この会は、東北地域における農林水産業及び食品産業に関する先進技術の振興を図り、もって地域の発展に資することを目的とする。

(事業)

第3条 この会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 農林水産・食品分野の先進技術に関するシンポジウム、講演会等の開催
- (2) 農林水産・食品分野の先進技術に関する技術情報の収集及び提供
- (3) 農林水産・食品分野の先進技術に関する研究者、技術者等の資質の向上
- (4) 農林水産・食品分野の先進技術振興に必要な資金に関する情報の提供
- (5) 農林水産・食品分野の先進技術に関する技術指導等の斡旋
- (6) 農林水産・食品分野に関する共同研究等の推進
- (7) その他必要な事項

(会員)

第4条 この会の会員は、正会員及び賛助会員とする。

- 2 賛助会員は、大学関係者、国、県の機関等のうち会長が適当と認めた者とする。

(役員)

第5条 この会に役員として幹事6名以内、監事1名及び顧問を置く。

(役員を選出)

第6条 幹事及び監事は、会員のうちから互選する。

(会長)

第7条 幹事のうちから、会長を互選する。

(役員の職務)

第8条 会長は、この会の業務を総理し、会を代表する。

- 2 幹事は、役員会を組織して、この会の業務執行を決定する。
- 3 監事は、この会の業務を監査する。
- 4 顧問は、この会の業務に対して助言を行う。

(役員の任期)

第9条 役員任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 補欠または増員による役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、その任期が満了しても、後任の役員が就任するまでの間は、なおその職務を行う。

(会 費)

第10条 正会員の会費（公立試験研究機関、学校、市町村等公的機関は負担金）は、1口につき1万円とする。ただし、個人会員については、1口につき3千円とする。

第11条 前条の口数は、会員が入会時または変更の必要を認めた時に、会長に申請することとする。

(入会金)

第12条 正会員は入会金（入会負担金）として5千円を納入するものとする。ただし、個人会員並びに賛助会員から正会員になるときは、これを免除する。

(総 会)

第13条 会長は、原則として毎年1回総会を召集する。

2 総会は、正会員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決事項)

第14条 次の事項は総会において半数以上の賛成を得て決するものとする。

- (1) 規約の改正
- (2) 事業計画、収支予算の決定、変更
- (3) 事業報告、収支決算の承認
- (4) 役員を選任
- (5) その他の役員会において必要と認めた事項

(企画委員会等)

第15条 この会に企画・活動の推進等を図るため企画委員会を設ける。

- 2 この会に専門的な活動の推進を図るため専門部会を設ける。
- 3 この会に共同研究等の推進を図るためコーディネーター、研究開発推進委員及び地域アドバイザーを置く。
- 4 この会に必要に応じて研究会を設けることができる。
- 5 第1項から4項に掲げる委員会等の運営に関する事項は、会長が別に定める。

(事業年度)

第16条 この会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事務局)

第17条 この会の事務局を国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構東北農業研究センターに置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 職員は、会長が任免する。

(雑 則)

第18条 この規約に定めるもののほか、この会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

附 則 この改正された規約は、平成22年7月8日から適用する。

附 則 この改正された規約は、平成26年7月9日から適用する。

附 則 この改正された規約は、平成29年6月29日から適用する。